

## 訪問介護料金表

## 【訪問介護事業】

## I 訪問介護

※特定事業所加算Ⅱを加算して計算しています。

訪問区分	サービス提供時間	単位	利用者負担額 利用料1割の場合
身体介護	20分未満	183単位	187円
	20分から30分未満	275単位	281円
	30分～1時間未満	435単位	445円
	1時間以上の場合 1時間から計算して 30分を増すごとに加算	92単位	94円
生活援助	20分以上45分未満	201単位	206円
	45分以上	247単位	253円
通院等乗降介助通院等のための乗車又は降車の介助		108単位	111円

## II 介護予防訪問介護サービス

## 介護予防訪問サービス

介護予防利用(身体介護・生活介護の区分をしない)	単位	利用者負担額 利用料1割の場合
介護予防訪問介護(Ⅰ)週1回程度の利用(要支援1.2)	1,176/月	1,201円
介護予防訪問介護(Ⅱ)週2回程度の利用(要支援1.2)	2,349/月	2,399円
介護予防訪問介護(Ⅲ)週3回程度の利用(要支援2のみ)	3,727/月	3,806円

## 生活支援訪問サービス(岡山市)

サービスの種類	単位	利用者負担額 利用料1割の場合
週1回利用	862単位	881円
週2回利用	1,721単位	1,758円
週1回利用	2,722単位	2,780円

## 手助け訪問(瀬戸内市)

サービスの種類	単価	利用者負担額 利用料1割の場合
1回 20分以上30分未満	1,890円	189円
1回 30分以上60分未満	2,370円	237円

## III 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業場のサービス実施区域(岡山市〔ただし中山間地域等、旧御津町、旧灘崎町、旧建部町、旧瀬戸町を除く〕・瀬戸内市)を超えた所より、交通費の実費をいただきます。(1kmにつき18円)

## IV その他

初回加算(新規) 新規利用者にサービス提供責任者が初回及び同月内に 訪問介護を行う場合又同行訪問を行った場合	200/月	205円
緊急時訪問介護加算 居宅サービス計画にない身体介護を 緊急時に行った場合	100/回	103円
介護職員処遇改善加算(1月につき所定単位数×13.7%)が利用者負担となります。		
介護職員等特定処遇改善加算(1月につき所定単位数×6.3%)が利用者負担となります。		
介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき所定単位数×2.4%)が利用者負担となります。		

※ただし、介護保険給付の範囲を超えた場合は全額負担となります。